

認定基準を満たす障害の程度

以下のいずれかに該当する方は、特別障害者手当を受給できる可能性があります。

■ 重度の障害が重複している方

- ・ 表1の各号のうち、2つ以上該当する方
- ・ 表1の各号のうち1つ以上該当しており、かつ、表2の各号のうち2つ以上該当する方

■ 肢体不自由である方

表1の第3号～第5号のうちいずれか1つ以上該当し、表3の日常生活動作評価表において合計10点以上となる方

※ 半身麻痺の場合は、障害の内容によって点数の計算方法が異なりますので、福祉課障害福祉係へご相談ください。

■ 精神に障害のある方

統合失調症や症状性を含む器質性精神障害、知的障害等の精神の障害があり、表4の日常生活能力判定表において合計14点以上となる方

表1

1	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの 又は 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 又は ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 又は 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表2

1	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの 又は 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 又は ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 又は 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表3

日常生活動作評価表	
動作	評価
タオルを絞る (水をきれ程度)	ひとりでできる…0点
座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりでできても うまくできない…1点
立ち上がる	ひとりでは 全くできない…2点
片足で立つ	
階段の昇降	
とじひもを結ぶ	5秒以内にできる…0点 10秒以内にできる…1点 10秒ではできない…2点
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる…0点
ワイシャツのボタンをとめる	1分以内にできる…1点 1分ではできない…2点

表4

日常生活能力判定表			
動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりで できる	介助があ ればでき る	できない
用便(月経)の始末			
衣服の着脱			
簡単な買物	通じる	少しは通 じる	通じない
家族との会話			
家族以外の者との会話			
刃物・火の危険	わかる	少しはわ かる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることが できる	不十分なる がら守るこ とができる	守ることが できない